

耐震診断・耐震改修等に係る補助制度

刈谷市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造・非木造住宅の所有者が耐震診断・耐震改修等を実施する場合に費用の一部を補助しています。今後もこれらの補助制度を活用し、耐震化の促進に努めます。

住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助制度

		概要
木造	耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を行う。
	耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
		段階的耐震改修
	簡易耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の簡易耐震改修（診断値を0.7以上1.0未満にする工事）の費用の一部を補助する。
	取壊し	木造住宅の取壊し費用の一部を補助する。
非木造	耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する。
	耐震改修	昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。
ブロック塀等の撤去		道路及び公共施設の敷地に面するコンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む）で、道路からの高さが1m以上のものの撤去費用の一部を補助する。

この他、耐震化・減災化を促進するために必要な更なる補助制度について、検討していきます。

※詳細は刈谷市建設部建築課へお問い合わせください※

平成26年3月 刈谷市建設部建築課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 電話：0566-62-1021
E-mail：kenchiku@city.kariya.lg.jp 刈谷市ホームページ <http://www.city.kariya.lg.jp/>



第2次刈谷市耐震改修促進計画 〔概要版〕

我が国では、大地震はいつどこで発生してもおかしくないとの認識が広がっています。この地域においても、駿河湾から日向灘までの広い範囲を震源とする「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されています。

このように巨大地震の発生が危惧される中、地震による死者や経済被害を減らす対策として、建築物を耐震化し倒壊等の被害を防止することが重要です。このため、刈谷市は平成20年3月に「刈谷市耐震改修促進計画」を策定し、住宅等の耐震化の促進に取り組んできました。

この「第2次刈谷市耐震改修促進計画」は、耐震化の進捗状況を確認するとともに、平成24年3月策定の「あいち建築減災プラン2020」との整合を図り、新たな目標を定め、更なる耐震化や減災化を促進することを目的として策定したものです。

対象区域と計画期間 刈谷市全域を対象に、平成26～32年度を計画期間とします。

計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、必要に応じて計画内容や目標を見直します。

対象建築物 全ての建築物を対象とします。

以下の建築物について、具体的な耐震化目標と耐震化促進施策を定めます。

① 住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）など、全ての住宅が対象です。



② 多数の者が利用する建築物

一定規模以上の学校、病院、集会場など、多くの人が利用する建築物が対象です。



③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

右図の「地震発生時に通行を確保すべき道路」の沿道にあって、一定以上の高さがあることで、地震によって倒壊すると道路の通行を妨げてしまうおそれのある建築物が対象です。

緊急輸送道路等
— 愛知県指定（一次）
— 愛知県指定（二次）
— 刈谷市指定



②・③は耐震改修促進法及び同施行令に要件が定められているもので、このうち耐震性がないものを「特定建築物」と呼びます。耐震改修促進法には、上の①～③の他に、特に耐震化を促進すべき建築物として「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」がありますが、これに該当する建築物は刈谷市内にはありません。

耐震化・減災化の目標

国が定めた「建築物の耐震化を図るための基本的な方針」及び県が策定した「あいち建築減災プラン2020」の主旨を踏まえ、住宅について耐震化率の目標を定めます。なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対しては、減災化の目標を定めます。

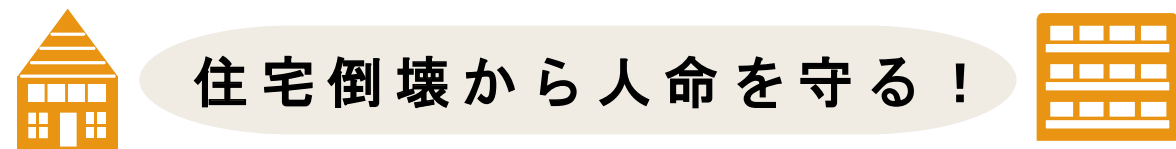
また、特定建築物について耐震化率の目標を定めます。

住宅の耐震化



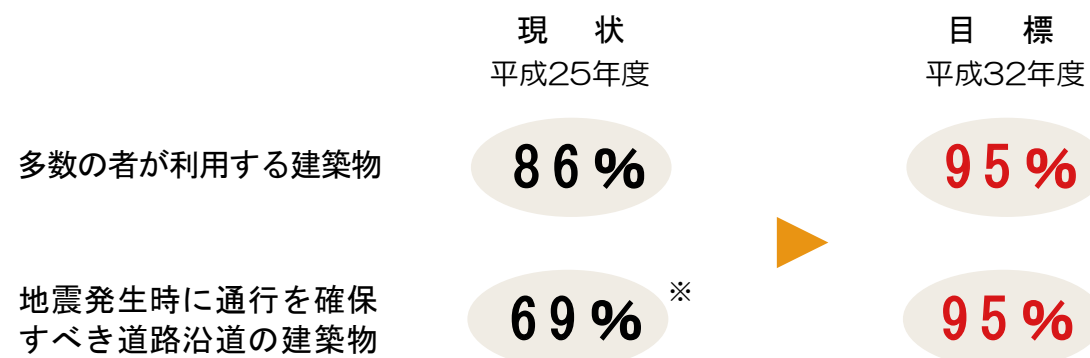
住宅の減災化

地震が発生した際に人命を守るためには、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我をせず動けることが重要です。そこで、住宅の施策として、耐震化施策に加え、新たに減災化施策^{*}を位置付けて取り組みます。



^{*}減災化施策の定義：住宅が損傷したとしても、人命は守る取り組み

特定建築物の耐震化



^{*}現状の耐震化率(69%)は昭和57年以降に建築された建築物の割合を表記しています。



上記以外の建築物についても耐震化・減災化の促進を図ります。

耐震化・減災化促進方策

基本的な方策

促進体制

- 愛知県との連携
- 「愛知県建築物地震対策推進協議会」の取り組みの拡充

普及・啓発

- 刈谷市のホームページ等による情報提供に努めます。
 - 刈谷市では、平成25年4月に「刈谷市地震ハザードマップ」を作成しています。今後は、最新の情報を市のホームページ等において情報提供していきます。
 - 地域との協働や民間事業者の活用を含め、耐震診断ローラー作戦等の啓発活動を実施します。
- この他、耐震化・減災化を効果的に普及・啓発する施策について検討していきます。

重点的に耐震化を進める区域

- 古い建物が密集している区域を重点的に耐震化を進める区域として、地域との連携により住宅等の耐震化・減災化を促進する取り組みを行っていきます。

耐震化・減災化促進のための支援制度

耐震診断・耐震改修に係る補助制度

- 耐震診断や耐震改修等を支援するため、補助を行います。
- ⇒4ページをご覧ください

低コスト耐震化工法の普及

- 低コストで耐震化できる工法の普及に努めます。

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物所有者に対する支援・補助

- 緊急輸送道路等沿道の建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修等の支援・補助を行います。

耐震シェルター等設置に対する支援・補助

- 高齢者等の災害弱者の命を守るため、住宅の寝室等の個室を補強する耐震シェルター等の設置に対して支援・補助を行います。

耐震改修促進税制

- 耐震改修を行った場合の税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組みます。

人材の活用

- 耐震化アドバイザー、耐震診断員と協力・連携をしていきます。

地域における耐震化・減災化の取り組みの促進

- 地域との協働により、地域の実情に合わせながら耐震化・減災化の促進を図ります。
- 「重点的に耐震化を進める区域」において、地域の方々とともに考えながら、積極的に進めていきます。
- 地区単位で結成されている自主防災会を通じて、地域における耐震化・減災化の取り組みを促進していきます。

特定建築物の指導等

特定建築物の所有者は、特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。一方、特定建築物の耐震診断や耐震改修の実施を確保する必要があると認められるときは、刈谷市は愛知県と役割分担をしながら、所有者に対して指導等を行います。